


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 改正理由 職員の東京都人事委員会の勧告に準じた公民較差を是正するための特別給（賞与）の支給月数の引上げについて、特別職においても、期末手当の支給月数を一般職の職員と合わせた改定を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 市長等に支給する特別給（賞与）を0.1月引上げる。（4.4月→4.5月）</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果 地域の実情を反映した、職員の東京都人事委員会の勧告に準じた対応となる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。